

新型コロナウイルスの対応について（第 12 報）

2020 年 5 月 25 日

「緊急事態宣言」の 5 都道県解除の対応について

5 月 25 日、政府は北海道、埼玉県、東京都、千葉県および神奈川県の 5 つの都道県の「緊急事態宣言」を解除しました。これをもって、全都道府県が解除となりました。

当社としましては政府の方針を踏まえ、今回の解除対象地域である東京地区ならびに札幌支店の「在宅勤務」を 5 月 31 日までとし、6 月 1 日(月)から「出勤」とします。「出勤」に際しては、通勤時の混雑を避けるため「時差出勤」を基本とします。

なお、一部部署は密集・密接を避けるためローテーション勤務とします。

今後、当社としては新型コロナウイルス感染対策として、専門家会議で提言された「新しい生活様式の実践例」に留意し感染まん延防止に努めることとします。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。